当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、 厚生局長に届出を行なっておりま<u>す。</u>

(1)基本診療料の施設基準

【夜間·早朝等加算】

※平日の午後6時以降および土曜日の正午以降に受付の方は基本診療料に下 記を上乗せします。

点数	窓口負担額		
50点	1割負担	2割負担	3割負担
	50円	100円	150円

【明細書発行体制等加算】

当院では、患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出下さい。なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出下さい。

【時間外対応加算】

緊急連絡先: 零九零 九八七四 八一九八

(連絡時に診察券番号や手術日などをお知らせください)

【短期滞在手術等基本料1】

【外来・在宅ベースアップ評価料1】

【医療情報取得加算/医療 DX 推進体制整備加算】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用するなど医療 DX にかかる取り組みを実施することで、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

(2)特掲診療料の施設基準

【コンタクトレンズ検査料1】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料	
初診料	291点		
再診料	75点	ー コンタクトレンズ検査料1 200点	
明細書発行体	制等加算 1点	200無	

- ・コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、 異なった診療費用を算定する場合があります。
- ・コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ 検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名: 奥野高司

眼科診療経験: 平成8年から眼科診療